

- ・ 西宮市都市景観条例で定める制限事項

関西学院 内

(2) 西宮市都市景観条例で定める制限事項

【認定で担保するもの】

項目	地区・制限事項				
工作物に関する事項(一般工作物)	携帯電話 基地局	A	B	C-1	D
		<ul style="list-style-type: none"> ・屋上、屋根、塔屋に携帯電話基地局及びこれに類するものは、道路、公園等の公共用空地から容易に望見できない位置に設けること。 (当該建築物の最高部の高さを超えず、かつ建築物の壁面と一体的に配置されるもので景観形成上支障のないものを除く) 			
	太陽光パネル	A	B	C-1	D
		<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光パネルを設置する場合、道路、公園等の公共用空地から容易に見えない位置に設けること。(太陽光パネルを勾配屋根の形状に合わせて設置する場合で、屋根の色彩と調和が図られているものは除く。) 			
工作物に関する事項(公共工作物)	道路境界側 に設置する かき、柵	A	B	C-1	D
		<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面するかき、さくの構造は生垣又は透過性のある縦格子さく等とし、緑化の妨げとなるコンクリートブロック等としてはならない。ただし、次に掲げるものにあつてはこの限りではない。 (1)門柱及び左右10.0m以下の門の袖壁 			
	道路・公園 (道路及び面積 2,500㎡を超える公園の新設、 改良)	A	B	C-1	D
		<ul style="list-style-type: none"> ・関西学院のキャンパス景観や背後の甲山の自然と連なり形成された緑豊かで落ち着いたまちなみと調和した形態意匠とする。 ・屋外に設置する設備は、できるだけ目立たないように工夫したものであること。 ・景観形成のポイントとなっている樹木を保全し、これを活かした整備とすること。 ・本景観地区にふさわしい夜間景観形成のために、照明の色温度を2800Kから3000Kとすることを原則とする。ただし、演出照明を行う場合は、照明の色温度4500Kまで使用できるものとする。 			
工作物に関する事項(公共工作物)	高架道路、歩道 橋、橋梁その他 これらに類する もの (橋梁その他これ らに類するもの にあつては、幅員 10m超、又は その延長が30m 超もの新設 及び改良)	A	B	C-1	D
		<ul style="list-style-type: none"> ・関西学院のキャンパス景観や背後の甲山の自然と連なり形成された緑豊かで落ち着いたまちなみと調和した形態意匠とする。 ・屋外に設置する設備は、できるだけ目立たないように工夫したものであること。 ・親柱、高欄等の意匠やポイントとなるファニチャー類、緑化等による演出により工夫したものとする。 ・本景観地区にふさわしい夜間景観形成のために、照明の色温度を2800Kから3000Kとすることを原則とする。ただし、演出照明を行う場合は、照明の色温度4500Kまで使用できるものとする。 			
		<ul style="list-style-type: none"> ・関西学院のキャンパス景観や背後の甲山の自然と連なり形成された緑豊かで落ち着いたまちなみと調和した形態意匠とする。 ・屋外に設置する設備は、できるだけ目立たないように工夫したものであること。 ・親柱、高欄等の意匠やポイントとなるファニチャー類、緑化等による演出により工夫したものとする。 ・本景観地区にふさわしい夜間景観形成のために、照明の色温度を2800Kから3000Kとすることを原則とする。ただし、演出照明を行う場合は、照明の色温度4500Kまで使用できるものとする。 			

関西学院 内

【認定で担保するもの】

項目	地区・制限事項																								
	A	B	C-1	D																					
工作物に関する事項(共通)	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外観の色彩は周辺建築物などの色彩と調和させるとともに、緑が映える落ち着いたものとする。 マンセル表色系による色彩の範囲は次のとおりとする。 ・高さ5mを超え、かつ、地上から当該工作物の上端までの高さが10mを超えるもの。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR・Y・GY</td> <td>5以下</td> <td>1~2</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、つやのある金属色は使用しないこと。</p> <p>上記に関わらず、建築物に付属する工作物は、建築物の意匠や色彩、周辺景観と調和したものとする。ただし、原色、蛍光色等は使用しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ1.5mを超えかつ5m未満のもの、高さ5mを超えかつ地上から当該工作物の上端までの高さが10m未満のもの <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR</td> <td>8.5以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>R・Y</td> <td>8.5以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>8.5以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、つやのある金属色は使用しないこと。</p>			色相	明度	彩度	YR・Y・GY	5以下	1~2	色相	明度	彩度	YR	8.5以下	4以下	R・Y	8.5以下	3以下	その他の色相	8.5以下	2以下			
	色相	明度	彩度																						
YR・Y・GY	5以下	1~2																							
色相	明度	彩度																							
YR	8.5以下	4以下																							
R・Y	8.5以下	3以下																							
その他の色相	8.5以下	2以下																							
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺のまちなみや背景となるものとの調和を図ること。 ・道路境界部分は主に高木による緑化を行うなど、圧迫感を軽減させる。 ・附属機器や排水管などの配管類は、集約化し目立たせないよう工夫する。 																							

【適合義務で担保するもの】

項目	地区・制限事項			
	A	B	C-1	D
工作物に関する事項	高さの制限	15m		

関西学院 内

【許可で担保するもの】

項目	地区・制限事項			
	A	B	C-1	D
開発行為等に関する事項	宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 形質の変更後の土地の地表面の形状その他の状態が、植栽その他の適切な措置が行われることにより、その土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、変更を行う土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 ・ 高さが4mを超えるのり(擁壁も含む)を生じる切土又は盛土を伴わないこと。 		
	木竹の伐採	<p>次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の新築等や土地の形質の変更等を行うために必要な最小限度の木竹の伐採 ・ 森林の択採 ・ 伐採後の成林が確実な森林の皆採（ただし、1ha以下に限る。） ・ 森林である土地の区域外における木竹の伐採 <p>※既存の樹木はできる限り保存するものとし、計画上、やむを得ず、伐採する場合は復元又は移植すること。</p>		
	土石類の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土石類の採取の方法が露天掘りでなく、かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 		
	水面の埋め立て又は干拓	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水面の埋立て又は干拓後の地表面の形状その他の状態が埋立て又は干拓を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。 ・ 当該埋立て又は干拓を行う土地及びその周辺の土地の区域における木竹の育成に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 		
	屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 		

関西学院 内

【許可で担保するもの】

項目	地区・制限事項			
	A	B	C-1	D
開発行為等に関する事項	<p>敷地内の緑地率、緑化に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模建築物^{※1}、一般建築物共通 敷地の緑地率 30%以上とし、風致上有効な位置に、10 m²につき高木（3.5m以上）を1本以上及び中木（1.5m以上）を2本以上植栽する。（健全な生育環境下にある既存樹木は、幹周 45 cm以上で高木 2 本、幹周 60 cm以上で高木 3 本、幹周 85 cm以上で高木 4 本、幹周 110 cm以上で高木 5 本として換算する。ただし、ヤシ及びソテツ類その他これらに類する植物は、この限りではない。） ・大規模建築物 敷地の道路に面する部分の間口緑視率^{※2}は、接する道路毎に 15%以上とする。 （鏝御影石積みを用いる場合は、立面投影面積の 1/2 を間口緑視率に算入できる） ただし、歩道状空地を設ける場合にあっては、歩道状空地の境界から下記^{※3}の値（壁面後退に応じて、3 mもしくは6 m）を加えた樹木を計上する。 ・一般建築物 建築物から道路境界線までの間に高さ 2.5m以上の樹木を2本以上植栽^{※3}すること。 （ただし、接する道路の間口幅が 4m未満の宅地及び敷地面積が 90 m²未満の場合は1本以上とする） ・道路からの壁面後退部には風致上有効な植栽を施すこと。 ・既存樹木の保全、活用に努め、伐採する場合は、場所の特性にふさわしい植栽により将来的な緑の復元を図る。 			

※1：高さ 10mを超え、または一の敷地の建築面積の合計が 500 m²を超えるもの。

※2：間口緑視率の定義については「別紙 1」を参照のこと。

※3：間口緑視率の樹木の計上については以下のとおりとする。

・壁面後退が 6m以上の場合は道路境界線から 6mまでの樹木を計上する。

・壁面後退が 6m未満の場合は道路境界線から 3mまでの樹木を計上する。

※3：高さ 1 mの樹木 3 本で高さ 2.5m以上の樹木 1 本、高さ 1.5m以上の樹木 2 本で高さ 2.5m以上の樹木 1 本に換算する。

○工作物、開発行為等について、「西宮市都市景観・屋外広告物審議会」の意見に基づき、市長が良好な景観形成に影響を及ぼす恐れがないと認めるものは規定の適用を除外することができる。

○景観地区に関して西宮市都市景観条例により定められ、若しくは変更された際に現に存する工作物もしくは現に工事中の工作物で本制限事項に適合しないものについては適用を除外とする。

関西学院 外

(2) 西宮市都市景観条例で定める制限事項

【認定で担保するもの】

項目	地区・制限事項					
工作物に関する事項（一般工作物）	携帯電話基地局	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="475 324 959 365">C-2, E, F, G, H, I</td> <td data-bbox="959 324 1437 365">J-1, J-2, J-3, J-4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 365 959 721"> 屋上、屋根、塔屋に携帯電話基地局及びこれに類するものを設置する場合、道路、公園等の公共用空地から容易に望見できない位置に設けること。 （当該建築物の最高部の高さを超えず、かつ建築物の壁面と一体的に配置されるもので景観形成上支障のないものを除く） </td> <td data-bbox="959 365 1437 721"> 屋上には携帯電話基地局及びこれに類するものを設けないこと。 </td> </tr> </table>	C-2, E, F, G, H, I	J-1, J-2, J-3, J-4	屋上、屋根、塔屋に携帯電話基地局及びこれに類するものを設置する場合、道路、公園等の公共用空地から容易に望見できない位置に設けること。 （当該建築物の最高部の高さを超えず、かつ建築物の壁面と一体的に配置されるもので景観形成上支障のないものを除く）	屋上には携帯電話基地局及びこれに類するものを設けないこと。
	C-2, E, F, G, H, I	J-1, J-2, J-3, J-4				
	屋上、屋根、塔屋に携帯電話基地局及びこれに類するものを設置する場合、道路、公園等の公共用空地から容易に望見できない位置に設けること。 （当該建築物の最高部の高さを超えず、かつ建築物の壁面と一体的に配置されるもので景観形成上支障のないものを除く）	屋上には携帯電話基地局及びこれに類するものを設けないこと。				
太陽光パネル	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="475 721 1437 761">C-2, E, F, G, H, I, J-1, J-2, J-3, J-4</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="475 761 1437 904"> 太陽光パネルを設置する場合、道路、公園等の公共用空地から容易に見えない位置に設けること。（太陽光パネルを勾配屋根の形状に合わせて設置する場合で、屋根の色彩と調和が図られているものは除く。） </td> </tr> </table>	C-2, E, F, G, H, I, J-1, J-2, J-3, J-4		太陽光パネルを設置する場合、道路、公園等の公共用空地から容易に見えない位置に設けること。（太陽光パネルを勾配屋根の形状に合わせて設置する場合で、屋根の色彩と調和が図られているものは除く。）		
C-2, E, F, G, H, I, J-1, J-2, J-3, J-4						
太陽光パネルを設置する場合、道路、公園等の公共用空地から容易に見えない位置に設けること。（太陽光パネルを勾配屋根の形状に合わせて設置する場合で、屋根の色彩と調和が図られているものは除く。）						
道路境界側に設置するかき、柵	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="475 904 1437 945">C-2, E, F, G, H, I, J-1, J-2, J-3, J-4</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="475 945 1437 1227"> 道路に面するかき、さくの構造は生垣又は透過性のある縦格子さく等とし、緑化の妨げとなるコンクリートブロック等としてはならない。ただし、次の各号に掲げるものにあつてはこの限りではない。 (1) 門柱及び左右 2.0m 以下の門の袖壁 (2) かき又はさくの基礎で天端高さ 60 cm 以下のコンクリートブロック等の部分 </td> </tr> </table>	C-2, E, F, G, H, I, J-1, J-2, J-3, J-4		道路に面するかき、さくの構造は生垣又は透過性のある縦格子さく等とし、緑化の妨げとなるコンクリートブロック等としてはならない。ただし、次の各号に掲げるものにあつてはこの限りではない。 (1) 門柱及び左右 2.0m 以下の門の袖壁 (2) かき又はさくの基礎で天端高さ 60 cm 以下のコンクリートブロック等の部分		
C-2, E, F, G, H, I, J-1, J-2, J-3, J-4						
道路に面するかき、さくの構造は生垣又は透過性のある縦格子さく等とし、緑化の妨げとなるコンクリートブロック等としてはならない。ただし、次の各号に掲げるものにあつてはこの限りではない。 (1) 門柱及び左右 2.0m 以下の門の袖壁 (2) かき又はさくの基礎で天端高さ 60 cm 以下のコンクリートブロック等の部分						
工作物に関する事項（公共工作物）	道路・公園（幅員 12m を超える道路の新設及び改良、面積 2,500 m ² を超える公園の新設及び改良）	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="475 1227 1437 1267">C-2, E, F, G, H, I, J-1, J-2, J-3, J-4</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="475 1267 1437 1630"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関西学院のキャンパス景観や背後の甲山の自然と連なり形成された緑豊かで落ち着いたまちなみと調和した形態意匠とする。 ・ 屋外に設置する設備は、できるだけ目立たないように工夫したものであること。 ・ 景観形成のポイントとなっている樹木を保全し、これを活かした整備とすること。 ・ 住宅地にふさわしい夜間景観形成のために、照明の色温度を 2800K から 3000K とすることを原則とする。ただし、演出照明を行う場合は、照明の色温度 4500K まで使用できるものとする。 </td> </tr> </table>	C-2, E, F, G, H, I, J-1, J-2, J-3, J-4		<ul style="list-style-type: none"> ・ 関西学院のキャンパス景観や背後の甲山の自然と連なり形成された緑豊かで落ち着いたまちなみと調和した形態意匠とする。 ・ 屋外に設置する設備は、できるだけ目立たないように工夫したものであること。 ・ 景観形成のポイントとなっている樹木を保全し、これを活かした整備とすること。 ・ 住宅地にふさわしい夜間景観形成のために、照明の色温度を 2800K から 3000K とすることを原則とする。ただし、演出照明を行う場合は、照明の色温度 4500K まで使用できるものとする。 	
	C-2, E, F, G, H, I, J-1, J-2, J-3, J-4					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 関西学院のキャンパス景観や背後の甲山の自然と連なり形成された緑豊かで落ち着いたまちなみと調和した形態意匠とする。 ・ 屋外に設置する設備は、できるだけ目立たないように工夫したものであること。 ・ 景観形成のポイントとなっている樹木を保全し、これを活かした整備とすること。 ・ 住宅地にふさわしい夜間景観形成のために、照明の色温度を 2800K から 3000K とすることを原則とする。ただし、演出照明を行う場合は、照明の色温度 4500K まで使用できるものとする。 						
高架道路、歩道橋、橋梁その他これらに類するもの（橋梁その他これらに類するものにあつては、幅員 10m 超、又はその延長が 30 m 超もの新設及び改良）	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="475 1630 1437 1671">C-2, E, F, G, H, I, J-1, J-2, J-3, J-4</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="475 1671 1437 2087"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関西学院のキャンパス景観や背後の甲山の自然と連なり形成された緑豊かで落ち着いたまちなみと調和した形態意匠とする。 ・ 屋外に設置する設備は、できるだけ目立たないように工夫したものであること。 ・ 親柱、高欄等の意匠やポイントとなるファニチャー類、緑化等による演出により工夫したものとする。 ・ 住宅地にふさわしい夜間景観形成のために、照明の色温度を 2800K から 3000K とすることを原則とする。ただし、演出照明を行う場合は、照明の色温度 4500K まで使用できるものとする。 </td> </tr> </table>	C-2, E, F, G, H, I, J-1, J-2, J-3, J-4		<ul style="list-style-type: none"> ・ 関西学院のキャンパス景観や背後の甲山の自然と連なり形成された緑豊かで落ち着いたまちなみと調和した形態意匠とする。 ・ 屋外に設置する設備は、できるだけ目立たないように工夫したものであること。 ・ 親柱、高欄等の意匠やポイントとなるファニチャー類、緑化等による演出により工夫したものとする。 ・ 住宅地にふさわしい夜間景観形成のために、照明の色温度を 2800K から 3000K とすることを原則とする。ただし、演出照明を行う場合は、照明の色温度 4500K まで使用できるものとする。 		
C-2, E, F, G, H, I, J-1, J-2, J-3, J-4						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 関西学院のキャンパス景観や背後の甲山の自然と連なり形成された緑豊かで落ち着いたまちなみと調和した形態意匠とする。 ・ 屋外に設置する設備は、できるだけ目立たないように工夫したものであること。 ・ 親柱、高欄等の意匠やポイントとなるファニチャー類、緑化等による演出により工夫したものとする。 ・ 住宅地にふさわしい夜間景観形成のために、照明の色温度を 2800K から 3000K とすることを原則とする。ただし、演出照明を行う場合は、照明の色温度 4500K まで使用できるものとする。 						

関西学院 外

【認定で担保するもの】

項目	地区・制限事項																			
工作物に関する事項(共通)	色彩	<p>C-2, E, F, G, H, I, J-1, J-2, J-3, J-4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外観の色彩は周辺建築物などの色彩と調和させるとともに、緑が映える落ち着いたものとする。 マンセル表色系による色彩の範囲は次のとおりとする。 ・ 高さ5mを超え、かつ、地上から当該工作物の上端までの高さが10mを超えるもの。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR・Y・GY</td> <td>5以下</td> <td>1~2</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、つやのある金属色は使用しないこと。</p> <p>上記に関わらず、建築物に付属する工作物は、建築物の意匠や色彩、周辺景観と調和したものとする。ただし、原色、蛍光色等は使用しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高さ1.5mを超えかつ5m未満のもの、高さ5mを超えかつ地上から当該工作物の上端までの高さが10m未満のもの。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR</td> <td>8.5以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>R・Y</td> <td>8.5以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>8.5以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、つやのある金属色は使用しないこと。</p>	色相	明度	彩度	YR・Y・GY	5以下	1~2	色相	明度	彩度	YR	8.5以下	4以下	R・Y	8.5以下	3以下	その他の色相	8.5以下	2以下
		色相	明度	彩度																
YR・Y・GY	5以下	1~2																		
色相	明度	彩度																		
YR	8.5以下	4以下																		
R・Y	8.5以下	3以下																		
その他の色相	8.5以下	2以下																		
形態意匠	<p>C-2, E, F, G, H, I, J-1, J-2, J-3, J-4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺のまちなみや背景となるものとの調和を図ること。 ・ 道路境界部分は主に高木による緑化を行うなど、圧迫感を軽減させる。 ・ 附属機器や排水管などの配管類は、集約化し目立たせないよう工夫する。 																			

【適合義務で担保するもの】

項目	地区・制限事項		
工作物に関する事項(共通)	高さの制限	C-2, E, F, G, H, I, J-3, J-4	J-1, J-2
		15m	10m

関西学院 外

【許可で担保するもの】

項目	地区・制限事項	
開発行為等に関する事項	宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更	<p>C-2, E, F, I, J-1, J-2, J-3, J-4</p> <p>G, H</p> <ul style="list-style-type: none"> ・形質の変更後の土地の地表面の形状その他の状態が、植栽その他の適切な措置を行われることにより、その土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、変更を行う土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 ・高さが4mを超えるのり(擁壁も含む)を生じる切土又は盛土を伴わないこと。
	木竹の伐採	<p>C-2, E, F, I, J-1, J-2, J-3, J-4</p> <p>G, H</p> <p>次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の新築等や土地の形質の変更等を行うために必要な最小限度の木竹の伐採 ・森林の択採 ・伐採後の成林が確実な森林の皆採 (ただし、1ha以下に限る。) ・森林である土地の区域外における木竹の伐採 ※既存の樹木はできる限り保存するものとし、計画上、やむを得ず、伐採する場合は復元又は移植すること。
	土石類の採取	<p>C-2, E, F, I, J-1, J-2, J-3, J-4</p> <p>G, H</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土石類の採取の方法が露天掘りでなく、かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
	水面の埋め立て又は干拓	<p>C-2, E, F, I, J-1, J-2, J-3, J-4</p> <p>G, H</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水面の埋立て又は干拓後の地表面の形状その他の状態が埋立て又は干拓を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。 ・当該埋立て又は干拓を行う土地及びその周辺の土地の区域における木竹の育成に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
	屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	<p>C-2, E, F, G, H, I, J-1, J-2, J-3, J-4</p> <p>G, H</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

関西学院 外

【許可で担保するもの】

項目	地区・制限事項	
	C-2, E, F, I, J-1, J-2, J-3, J-4	G, H
開発行為等に関する事項	敷地内の緑地率、緑化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模建築物※¹、一般建築物共通 敷地の緑地率 30%以上とし、風致上有効な位置に、10 m²につき高木（3.5m以上）を1本以上及び中木（1.5m以上）を2本以上植栽する。（健全な生育環境下にある既存樹木は、幹周 45 cm以上で高木 2 本、幹周 60 cm以上で高木 3 本、幹周 85 cm以上で高木 4 本、幹周 110 cm以上で高木 5 本に換算する。ただし、ヤシ及びソテツ類その他これらに類する植物は、この限りではない。） ・大規模建築物 敷地の道路に面する部分の間口緑視率※²は、接する道路毎に 15%以上とする。（鑄御影石積みを用いる場合は、立面投影面積の 1/2 を間口緑視率に算入できる）。ただし、歩道状空地を設ける場合にあっては、歩道状空地の境界から下記※³の値（壁面後退に応じて、3 mもしくは6 m）を加えた樹木を計上する。 ・一般建築物 建築物から道路境界線までの間に高さ 2.5m以上の樹木を2本以上植栽※³すること。（ただし、接する道路の間口幅が 4m未満の宅地及び敷地面積が 90 m²未満の場合は1本以上とする） ・道路からの壁面後退部には風致上有効な植栽を施すこと。 ・既存樹木の保全、活用に努め、伐採する場合は、周辺との調和に配慮した植栽により将来的な緑の復元を図る。

※1：高さ 10 mを超え、または一の敷地の建築面積の合計が 500 m²を超えるもの。

※2：間口緑視率の定義については「別紙 1」を参照のこと。

※3：間口緑視率の樹木の計上については以下のとおりとする。

- ・壁面後退が 6m以上の場合は道路境界線から 6mまでの樹木を計上する。
- ・壁面後退が 6m未満の場合は道路境界線から 3mまでの樹木を計上する。

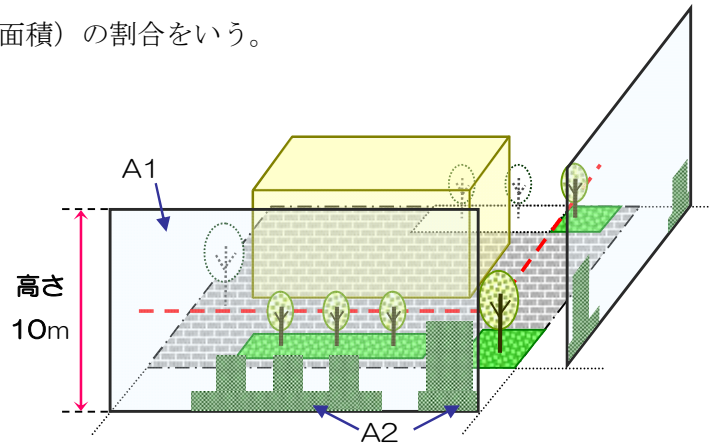
※4：1 mの樹木 3本で 2.5m以上の樹木 1本、1.5m以上の樹木 2本で 2.5m以上の樹木 1本に換算する。

○工作物、開発行為等について、「西宮市都市景観・屋外広告物審議会」の意見に基づき、市長が良好な景観形成に影響を及ぼす恐れがないと認めるものは規定の適用を除外することができる。

○景観地区に関して西宮市都市景観条例により定められ、若しくは変更された際に現に存する工作物もしくは現に工事中の工作物で本基準に適合しないものについては適用を除外とする。

間口緑視率について

境界領域における、道路から見える植栽の量を示したもの。敷地の道路に面する部分（敷地間口）における、地上から高さ 10m までの部分の立面積（緑化対象立面積）に対する樹木を立面に換算した面積（立面換算面積）の割合をいう。

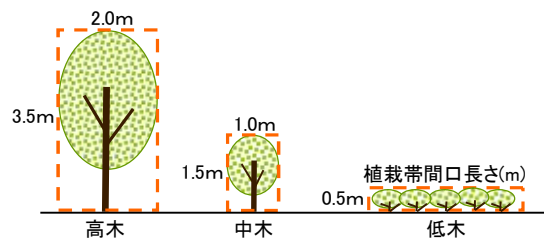


$$\text{間口緑視率 (\%)} = \frac{A_1 \text{ (立面換算面積) (m}^2\text{)}}{A_2 \text{ (緑化対象立面積) (m}^2\text{)}} \times 100$$

$$A_1 \text{ (m}^2\text{)} = \text{高木本数} \times 7.0 \text{ m}^2 + \text{中木本数} \times 1.5 \text{ m}^2 + \text{低木植栽帯間口長さ} \times 0.5 \text{ m}^2/\text{m}$$

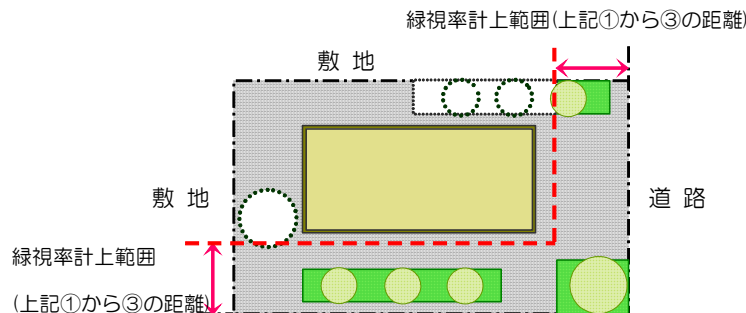
$$A_2 \text{ (m}^2\text{)} = \text{敷地間口長さ}^{\ast} \times 10.0\text{m}$$

- 高木：高さ 3.5m 以上の樹木
- 中木：高さ 1.5m 以上の樹木
- 低木：高さ 1.5m 未満の樹木
(地被類、芝、花草は含まない)



※敷地間口長さは、敷地の道路毎の延長から出入り口に必要な 3m を控除する。

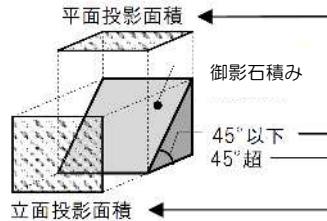
1. 緑視率の計上は以下の範囲の樹木とする。(透過性のない塀などで視認できない部分は除く)
 - ①壁面後退が 6 m 以上の場合は道路境界から 6 m までの樹木を計上
 - ②壁面後退が 6 m 未満の場合は道路境界から 3 m までの樹木を計上
 - ③歩道状空地を設ける場合にあっては、歩道状空地の境界から 3 m (壁面後退 6 m 未満) もしくは 6 m (壁面後退 6 m 以上) を加えた樹木を計上



【 配置図 】

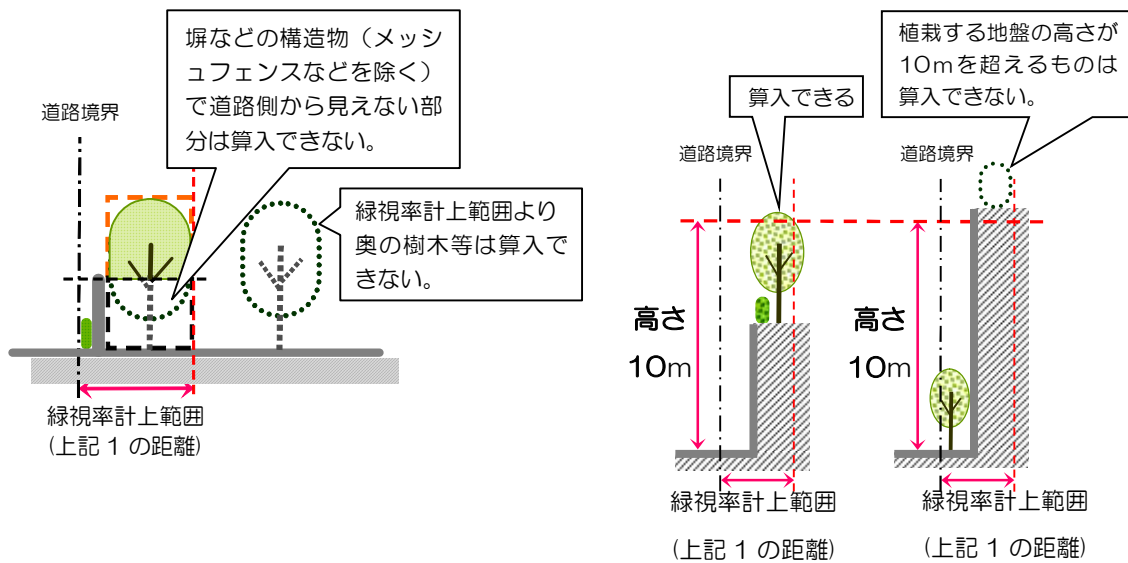
2. 錆御影石積みを用いる場合は、A1（立面換算面積）全体に占める割合の1/2を超えない範囲で立面投影面積の1/2を間口緑視率に算入できる。

※その法面の傾斜角が45度を超える場合は立面投影面積で、45度以下の場合は平面投影面積で算定する。



3. 計上できない部分

- ・ 緑視率計上範囲より奥にある樹木等
- ・ 透過性のない塀などで道路側から視認できないものおよび部分
- ・ 植栽する地盤の道路面からの高さが10mを超えるもの
- ・ 道路面からの高さが10mを超える部分の御影石の部分
- ・ 建築物の外装としての御影石の部分
- ・ 地被類、芝、草花



4. 敷地の道路に面する部分が6m以下の場合、その部分において、間口緑視率基準を適用しない。その場合も、基準値に近い緑視率を確保するよう努めること。